■第10回地域審議会の日時・場所(予定)

■特定計量器定期検査の日時・場所

時

10:30~12:00

13:30~15:00

10:00~15:00

10:30~11:30

13:00~15:00

10:30~12:00

13:30~15:00

10:00~15:00

10:00~12:00

10:30~15:00

10:30~12:00

13:30~15:00

10:30~15:00

10:30~12:00

13:30~15:00

10:00~15:00

 \Box

9月1日(火)

9月2日(水)

9月3日(木)

9月4日金

9月7日(月)

9月8日(火)

9月9日(水)

9月10日(木)

9月11日金

9月14日(月)

9月15日(火)

審議会名	日 時	会場
小松地区 地域審議会	8月18日(火) 13時30分	石根公民館 つばきホール
西条地区 地域審議会	8月24日(月) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
東予地区 地域審議会	8月26日(水) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
丹原地区 地域審議会	8月27日(木) 13時30分	丹原福祉センター 2階大会議室

場

中川公民館

田野公民館

国安公民館

三芳公民館

吉岡公民館

周布公民館

壬生川公民館

小松総合支所

JA西条

JA西条

JA西条

JA周桑 石根支所

JA西条 氷見支所

JA西条 大町支所

神戸支所

飯岡支所

中央支所

JA西条 橘支所

丹原総合支所

所

)市庁舎本館企画 問合せ 0 8 9 7 地域振興

○各総合支所総務課 | | 5 | 2 | 行革推進 進係 1 3 4

6

施します。

特定計量器を使用

ている方は、

必ず検査を受

TEL

0 8 9

9 4 7

4

0

0

定期検査を実施し

地域審議会を開催し

付けられています。 器 明 に 1 行為に使用される特定計 品 (はかり) などの取引や業務上 度の定期検査が義務 は、 量法で

禁止されています。 明に使用することは計量法 った特定計量器を、 定計量器や検査で不合格とな 定期検査は左表の日 この定期検査を受け 取引や証 程で実 な

TEL

0897-52-

1

4

会場へお越しくださ

日程で開催する予定です。

傍聴を希望する方は、

直

だくものです。

の皆さんに審議

してい

量 証

て、

市

長から委嘱された

変更点や執 審議

行状況などに

市 建設計

今回は第10

口 目

○愛媛県計量検定 ○各総合支所総務 総務調整係

問合せ 市庁舎本館市民 市民活動支援係 異なります。

※家庭で使用する体重 ッチンスケー の必要がありません。 ル などは、 丰

てください

特定計量器の

種類

気によっ

7

手数料 5 0 0 円 3 7 0 0 円 程 検 度

設置しましたか? 住宅用火災警報器

新築の住宅

平成18年6月1日から 設置が義務となっています。

既存の住宅

平成23年5月31日までに 設置が必要です。



感度や警報音量などが基準に合 格したものは、日本消防検定協 会の鑑定マークが付いています。 購入の目安にしてください。

平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が 必要となります。住宅用火災警報器などの設置によって、万が一、火 災が発生した場合でも素早く避難ができるようになります。

住宅火災から尊い命を守るため、できるだけ早い時期に設置いただ きますようお願いいたします。

- ※自動火災報知設備が設置されていない共同住宅や、店舗を兼ねた住 宅も設置の対象となっています。
- ■問合せ 消防本部予防課 予防係 TEL0897-56-0251

花火による 火災をなくそう



夏の風物詩、花火。家庭で気軽に楽しめる 花火も、取り扱いを誤ると火災や火傷(やけ ど)などの事故を引き起こします。楽しい花 火を行うため、次のことに注意しましょう。

- ★燃えやすいものがある場所で遊ぶのはやめ ましょう。
- ★風の強い日はやめましょう。
- ★必ず大人が付き添い、子どもだけで遊ばせ ないようにしましょう。
- ★説明書をよく読み、正しい取り扱いをしま しょう。
- ★花火を分解したり、数本まとめて点火した りするのは絶対にやめましょう。
- ★必ず水を入れたバケツを用意し、後片付け をしましょう。